

2 消安第 4278 号
令和 3 年 1 月 5 日

農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「農薬成分に関する登録検査上の取扱いについて」及び「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について

今般、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「各府省は、・・・緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、押印を求める手続等の見直しのため、以下の通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。本通知は令和 3 年 1 月 5 日から施行することとします。

- ・「農薬成分に関する登録検査上の取扱いについて」（昭和 48 年 10 月 24 日付け 48 農蚕第 6359 号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- ・「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）

記

1. 「農薬成分に関する登録検査上の取扱いについて」（昭和 48 年 10 月 24 日付け 48 農蚕第 6359 号農林水産省農蚕園芸局長通知）の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
2. 「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別添様式中「印」を削り、備考を削る。